

法 学 号 外
平成 28 年 11 月 7 日

各 私 立 高 等 学 校 長
高等課程を置く各私立専修学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

無利子奨学金の低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

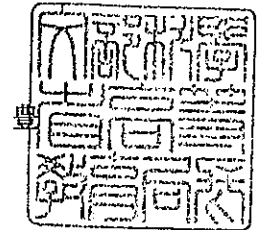
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

28文科高第709号
平成28年10月28日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 高 等 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定
を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省高等教育局長
常 盤



(印影印刷)

無利子奨学金の低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃について（通知）

平成29年度大学等奨学生採用候補者の推薦については、本日、独立行政法人日本学生支援機構より、無利子奨学生に係る追加推薦の依頼が通知されているところです。

無利子奨学金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）に基づき、低所得世帯の生徒に係る成績基準を平成29年度進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての生徒が無利子奨学金を受給できるよう基準を変更しました。

本制度改正は、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学の後押しを一層図るために実施するものです。また、無利子奨学金については、来年度から導入される新所得連動返還型が適用されることになり、返還時において負担が軽減されることになると見込まれます。貴職におかれましては、本制度改正の詳細について、独立行政法人日本学生支援機構からの通知（別添）を御確認の上、遺漏のないよう周知願います。

都道府県知事におかれては、所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会並びに所管又は所轄の高等学校及び高等課程を置く専修学校に対して、附属高等学校を置く国立大学長におかれては、管下の附属高等学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の高等課程を置く専修学校に対して周知願います。

本件連絡先：高等教育局 学生・留学生課 奨学事業係
TEL：03-5253-4111（内線：2521）



学支奨戦第443号

平成28年10月28日

各
 高等学校長
 中等教育学校長
 特別支援学校長
 高等課程を置く専修学校長
 殿

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤 勝裕



(印影印刷)

平成29年度大学等奨学生採用候補者の推薦について (依頼)

本機構業務につきましては、平素より格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

平成28年4月5日付け学支奨戦第15号の依頼に基づき、奨学生採用候補者をご推薦いただいているところですが、第2回の募集に併せて、第一種奨学金については、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)を踏まえ、低所得世帯の生徒についての成績基準を実質的に撤廃し、必要とするすべての生徒に対して第一種奨学金を貸与するため基準を変更の上、追加の推薦を受け付けますので、よろしくお取り計らい願います。

この制度改正は、経済的な不安により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を一層後押しするために実施するものです。経済的な不安を抱え進学を断念しかけている、もしくは、ためらっている生徒に対し、別紙を参照の上、今回の制度改正も含め、本奨学金が貸与制であることをはじめ、制度の内容や手続方法等を十分にご説明いただくとともに、申込みにあたっては、所定の期限までに必要な手続きをとるよう、遺漏のないご周知をお願いいたします。

引き続き、本機構の奨学金事業につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先・書類の提出先 (学校担当者専用)】

独立行政法人日本学生支援機構 貸与部学資貸与第一課 予約採用係

TEL : 03-6743-6037 FAX : 03-6743-6670

平成 29 年度大学等第一種奨学生採用候補者の推薦について
 (第一種奨学金(特別枠)の申込み・推薦について)

以下の「1. 対象者」に記載の者に限り、第一種奨学金の学力基準「評定平均値 3.5」を適用しないこととし、「2. 申込・推薦期間及び候補者決定時期」に記載の日程で、以下のとおり第一種奨学生採用候補者の申込み及び推薦を改めて受け付けることとします。

つきましては、対象となる生徒に対して、以下の内容を周知いただくようお願いいたします。

1. 対象者

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 生計を維持する者(2人いる場合には2人とも)の住民税(所得割)が非課税(0円)である者

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する者

① 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

② 大学における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

2. 申込・推薦期間及び候補者決定時期

前記1. の対象者に係る申込・推薦期間及び候補者決定時期は、下記(1)のとおり、当初予定していた第2回の申込・推薦期間を延長して受け付けることとします。

ただし、第1回の申込みにより第二種奨学生採用候補者に決定した者については、下記(2)のとおり日程が異なりますのでご注意ください。第1回の選考結果については、確定次第、決定通知の送付に先立って「スカラネット(学校用)」上からご確認いただける予定です(改めてお知らせします)。

(1) 新規申込者・第1回不採用者

申込期間 (インターネットによる申込)	推薦期間 (インターネットによる推薦)	書類機構 到着期限	候補者 決定時期
10月27日(木) ～12月14日(水)	10月28日(金) ～12月15日(木)	12月19日(月)	2月下旬

※ この申込・推薦期間には、当初の予定どおり、第二種奨学金の申込・推薦についても受け付けます。

(2) 第1回で第二種奨学生採用候補者に決定した者

申込期間 (インターネットによる申込)	推薦期間 (インターネットによる推薦)	書類機構 到着期限	候補者 決定時期
インターネットによる申込は不要	11月 4日(金) ～12月15日(木)	12月19日(月)	2月下旬

3. 申込・推薦の方法

(1) 新規申込者・第1回不採用者

① 申込み（生徒）

- ・第1回と同様、必要書類を学校に提出し、「スカラネット（生徒用）」を通して申込者情報を機構に送信

※ 後記4に記載のとおり、収入に関する証明書に住民税非課税証明書が加わることにご注意ください。

② 推薦（学校）

- ・第1回と同様、「スカラネット（学校用）」により推薦者情報を機構に送信し、必要書類を機構に送付

※ 第二種奨学金申込者と併せて推薦してください。

(2) 第1回で第二種奨学生採用候補者に決定した者

① 申込み（生徒）

- ・【申込者記入欄】に必要事項を記入した「第一種奨学生採用候補者（特別枠）申込・推薦書」（別添様式、以下「申込・推薦書」）及び生計を維持する者（2人いる場合は2人とも）の住民税非課税証明書を学校に提出

※ 第1回の申込情報を活用するため、改めての「スカラネット（生徒用）」での入力・送信及び「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」・収入に関する証明書類の提出は不要

② 推薦（学校）

- ア 申込・推薦書の記載内容と併せて、申込者が前記1の対象者であることを確認
- イ 申込者ごとに申込・推薦書、住民税非課税証明書の順に重ねてホチキスで止める
- ウ 「スカラネット（学校用）」を通じて機構から提示する第1回の推薦者情報について、別途お知らせする推薦事務処理の手順に従って追加推薦者を選定し、追加推薦者情報を機構に送信
- エ 「推薦者に係る書類の送付について（追加推薦分）」（別添様式）に必要事項を記入のうえ、追加申込者全員分の前記イの書類を添付して機構に送付

4. 提出書類

(1) 新規申込者・第1回不採用者

次の①～⑥を提出してください。提出にあたっては、個人ごとに③、④、⑤、⑥の順に重ねてホチキス留めをした上で、全員分をまとめて一つの束とし、その上に①、②の順に重ねてください。

① 推薦者に係る書類の送付について 【「推薦事務のてびき」123ページ様式1】
② 推薦者一覧表 【推薦【送信】時に印刷したもの】
③ 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書 【奨学金案内43ページ】
④ 第一種奨学金（特別枠）申込・推薦書 【別添様式】 【③に添付】
⑤ 収入に関する証明書類 【奨学金案内16ページ以降参照】 【③に添付】 ※ 通常の申込みと同様の扱いのため、希望する場合は特別控除に関する証明書類（奨学金案内22ページ）等の提出も必要です。
⑥ 平成28年度住民税非課税証明書 【③に添付】 ※ 生計を維持する者が2名の場合、それぞれの証明書が必要です。 ※ 生活保護受給証明書（生計を維持する者（2人いる場合には2人とも）の氏名が記載されているもので直近3か月以内に発行されたもの）または高校奨学給付金の支給決定通知書（平成28年7月～平成29年6月分）での代用を認めます。

(2) 第1回で第二種奨学生採用候補者に決定している者

次の①～④を提出してください。提出にあたっては、個人ごとに③、④の順に重ねてホッチキス留めをした上で、全員分をまとめて一つの束とし、その上に①、②の順に重ねてください。

① 推薦者に係る書類の送付について（追加推薦分） 【別添様式】
② 推薦者一覧表（追加推薦分） 【推薦〔送信〕時に印刷したもの】 ※ 第1回推薦者全員が印刷されますが、それで構いません。
③ 第一種奨学金（特別枠）申込・推薦書 【別添様式】
④ 平成28年度住民税非課税証明書 【③に添付】 ※ 生計を維持する者が2名の場合、それぞれの証明書が必要です。 ※ 生活保護受給証明書（生計を維持する者（2人いる場合には2人とも）の氏名が記載されているもので直近3か月以内に発行されたもの）または高校奨学給付金の支給決定通知書（平成28年7月～平成29年6月分）での代用を認めます。

(注)「確認書兼個人情報取扱に関する同意書」及び収入に関する証明書等は、提出済のものを活用するため、改めての提出は不要です。

5. 留意事項

(1) 推薦基準について

冒頭記載のとおり、前記1に該当する者については第一種奨学金の学力基準「評定平均値 3.5」を適用しませんので、例えば評定平均値が「2.0」の者も含まれます。ただし、人物及び健康についての基準は変更していませんので、それらも踏まえて奨学生として相応しい者を推薦してください。

(2) 奨学金の種類について

① 新規申込者・第1回不採用者

第一種奨学金のみならず第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金にも申し込むことができます。

② 第1回で第二種奨学生採用候補者に決定している者

第一種のみとする以外にも、第一種・第二種併用貸与とすることもできます。ただし、入学時特別増額貸与奨学金に関しては第1回の決定内容を変更することはできません。

入学金の貸与が必要な低所得世帯（市町村民税非課税程度）の方については、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」のほか、都道府県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金（教育支援資金の就学支度費）」を利用できる場合があります。

※ 入学金分として、入学前に無利子で最大50万円を貸し付ける制度です。

※ このほか、毎月の学費（奨学金が支給されるまでのつなぎや、奨学金等を利用しているがなおも学費が足りない場合など）にご活用いただける制度もあります。

詳細はお住まいの市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

第一種奨学金（特別枠）申込・推薦書

【申込者記入欄】

（記入日） 年 月 日

私は、以下のとおり独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金（特別枠）に申し込みます。
 （希望する申し込みの番号を○で選択ください。）

1 第一種奨学金（特別枠）のみ	2 併用貸与（第一種奨学金（特別枠）＋第二種奨学金）
-----------------	----------------------------

（第二種奨学金の採用候補者になっている場合のみ）

私は、「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」に記入した情報、及び、申し込み時にスカラネット（インターネット）から入力した情報に、変更が無い事を確認しました。

また、上記「1」を選択し採用候補者となった場合、第二種奨学金については辞退します。

（以下の欄に、本人、及び本人が未成年の場合は親権者（または未成年後見人）自ら記入してください。）

本人	学校名					
	(フリガナ) 氏 名		印			
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	性 別

親権者（父） または 未成年後見人	(フリガナ) 氏 名		印			
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	性 別
親権者（母） または 未成年後見人	(フリガナ) 氏 名		印			
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	性 別

----- 以下は申込者が記入しないこと。 -----

【推薦者（学校担当者）記入欄】

（記入日） 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

上記の者は、貴機構が定める以下に記載の人物、健康、学力及び素質に係る推薦基準に合致していることから、第一種奨学金（特別枠）の奨学生としてふさわしい者と認め、推薦いたします。

1. 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2. 健康について

1年以内に実施した健康診断又は日常の修学状況からみて、修学に十分耐え得るものと認められること。

3. 学力及び素質について

次の（1）及び（2）のいずれにも該当すること。

（1）家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の住民税（市区町村民税所得割）が0円（非課税）である者

（2）次の①または②のいずれかに該当する者

①特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学・短期大学・専修学校専門課程（以下、大学等）への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

②大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

（学校名）

学校長

（公印省略）

申込者受付番号	100 — — 107
---------	----------------------------

第一種奨学金（特別枠）の申込みについて

1 対象者

このチラシに記載の無い事項は、「奨学金を希望する皆さんへ（奨学金案内、パンフレット）」にて確認してください。

1. 申し込むことができる者（第1回募集時の申し込み・採用の状況）

- (1) 第二種奨学金の採用候補者
 - (2) 第二種奨学金の採用候補者になっていない者（新規申込者 ※1）含む
- ※1. 第1回の募集で申し込んでいない者

2. 対象者

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること

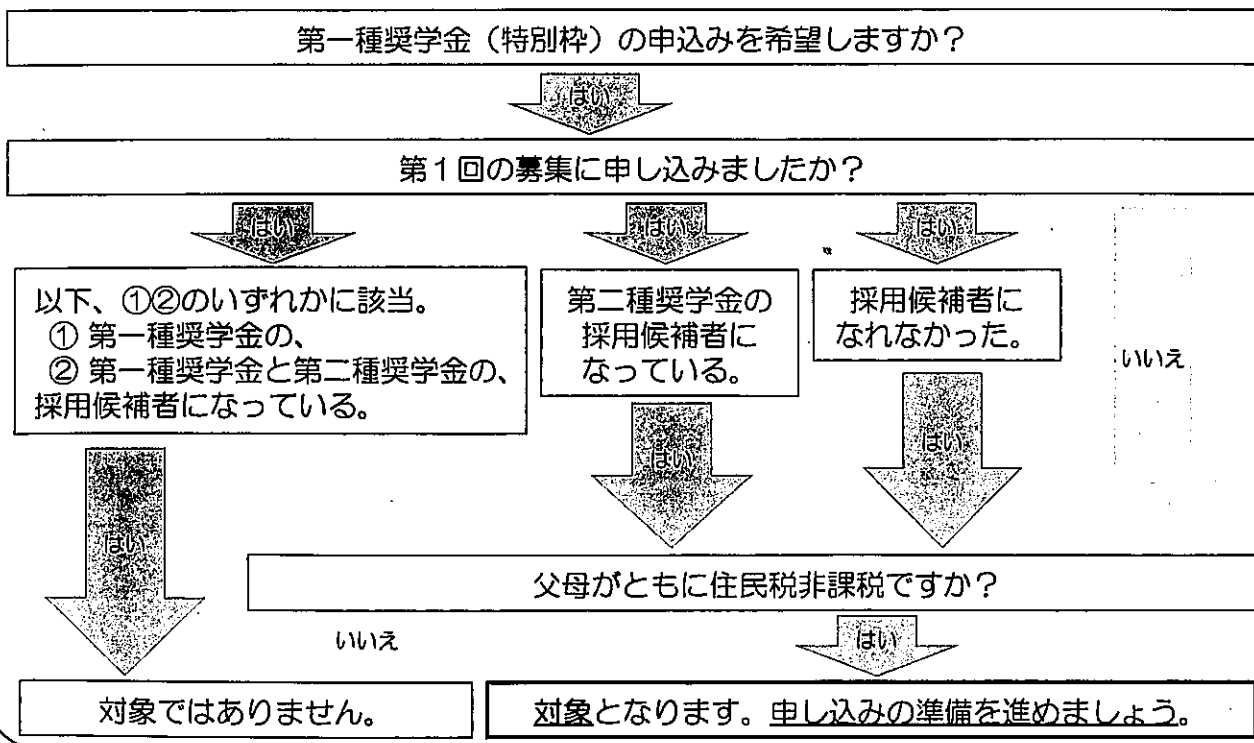
- (1) 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である者
- (2) 次の①または②のいずれかに該当する者
 - ① 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学・短期大学・専修学校専門課程（以下、大学等）への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること
 - ② 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みがあること

（注）以下に該当する方は対象外です。

- ・ 第1回（春）の募集に申し込み、第一種奨学金の採用候補者となった方
- ・ 第1回（春）の募集に申し込み、併用貸与（第一種奨学金及び第二種奨学金）の採用候補者となった方

2 対象となるかを確認

以下の流れに沿って、対象となるかを確認しましょう。



3 申し込み期間

学校ごとに異なります。学校の奨学金担当に確認しましょう。

※ 第二種奨学金の採用候補者になっている場合は、スカラネット（インターネットによる）申し込み（以下、ネット申込）は不要。

4 必要な書類

1. 第二種奨学金の採用候補者になっている場合【ネット申込：不要】

□ 第一種奨学金（特別枠）申込・推薦書（コピー不可）【書類1】

※1 本人が未成年（20歳未満）の場合は、親権者（未成年後見人）全員が必ず署名・押印すること

□ 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の市区町村（都道府県）民税の所得割額が非課税（0円）であることを確認できる書類（コピー可）【書類2】
いずれかの書類を用意

- ・平成28年度住民税（非）課税証明書
- ・生活保護受給証明書
- ・高校奨学給付金の支給決定通知書

2. 第二種奨学金の採用候補者になっていない場合（新規申込者含む）【ネット申込：必要】

上記1. の書類に加えて、以下の書類を用意

□ 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（コピー不可）【書類3】

※2 本人が未成年（20歳未満）の場合は、親権者（未成年後見人）全員が必ず署名・押印すること

□ 収入に関する証明書（コピー可）【書類4】

※3 なお、以下【注意事項】①、②、③、④、として申し込み、「第一種奨学金（特別枠）」に採用されると、家計支持者の年収によっては、卒業後の返還時に、本人の収入・所得が一定額以下の場合は、「返還期限の猶予（経済困難）」を何度でも利用できます。

【注意事項】

○ 今回の募集（第2回）では、

- ①「第一種奨学金（特別枠）」、
- ②「第一種奨学金（特別枠）」＋「入学時特別増額貸与奨学金」、
- ③「併用貸与（「第一種奨学金（特別枠）」＋「第二種奨学金」の2つの貸与を受ける）」、
- ④「併用貸与（「第一種奨学金（特別枠）」と「第二種奨学金」の2つの貸与を受ける）」
＋「入学時特別増額貸与奨学金」、
- ⑤「第二種奨学金」、
- ⑥「第二種奨学金」＋「入学時特別増額貸与奨学金」、

について、申し込むことができます。

入学金の貸与が必要な低所得世帯（市町村民税非課税程度）の方については、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」のほか、都道府県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金（教育支援資金の就学支度費）」を利用できる場合があります。

※ 入学金分として、入学前に無利子で最大50万円を貸し付ける制度です。

※ このほか、毎月の学費（奨学金が支給されるまでのつなぎや、奨学金等を利用しているがなおも学費が足りない場合など）にご活用いただける制度もあります。詳細はお住まいの市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

（参考）厚生労働省 「生活福祉資金貸付制度」

www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

市民税・県民税（所得・課税）証明書について

市民税・県民税（所得・課税）証明書(例)

税証第 12345 号

住 所 東京都新宿区1-2-3

氏 名 榎学 一郎

年 度	市所得割額	¥ XX,XXX	市均等割額	¥ X,XXX	年 税 額	(確定)
平成28年度	県所得割額	¥ XX,XXX	県均等割額	¥ X,XXX	¥ XX,XXX	

平成27年分 合計所得金額	¥2,099,000
所得金額の内訳	
給与所得	¥1,634,000
営業等所得	¥350,000
農業所得	¥-35,000
譲渡・一時所得	¥150,000
※ 以下余白 ※	
給与収入金額	¥2,596,000
年金収入金額	

所得控除の内訳										
社保控除額	¥ XX,XXX									
生保控除額	¥ X,XXX									
地保控除額	¥ X,XXX									
配偶者控除	¥ XX,XXX									
扶養控除	¥ XX,XXX									
基礎控除額	¥ XX,XXX									
			扶 養			扶 障		本 人		
	老人	特定同居老人	少年	その他	特別	その他	障害	寡婦	勤労	
	--	1	--	1	--	--	--			

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成28年 6 月 〇 日

〇〇〇長

〇〇〇
長之印

1. 「第一種奨学金（特別枠）」に申し込む場合（併用貸与申し込み時の「第一種奨学金（特別枠）」も含む）

○ 上記、市民税・県民税（所得・課税）証明書（例）（以下、証明書）のように、 の欄があり市区町村民税（都道府県民税）が、「0円」であることを確認できる証明書を提出してください。

2. 「第二種奨学金」に申し込む場合（併用貸与申し込み時の「第二種奨学金」も含む）

○ の欄があり「収入」や「所得」を確認できる証明書を提出してください。

3. 「併用貸与（「第一種奨学金（特別枠）」＋「第二種奨学金」）」に申し込む場合

- ① の欄があり市区町村民税（都道府県民税）が、「0円」であることを確認でき、かつ、
- ② の欄があり「収入」や「所得」を確認できる、証明書を提出してください。